

後期高齢者医療制度からのお知らせ 制度の見直し・ 保険料軽減特例について

■問合せ 住民課国保医療グループ (☎ 74-3002)

均等割の軽減割合の見直し

保険料均等割軽減の割合が見直しされました。

■平成 30 年度 (2018 年度)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円で被保険者全員が所得 0 円 ※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	9 割軽減



■令和元年度 (2019 年度)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円で被保険者全員が所得 0 円 ※年金収入のみの場合、受給額 80 万円以下	<u>8 割軽減</u>

均等割 2 割・5 割軽減の範囲の見直し

保険料均等割軽減のうち、2 割・5 割軽減の所得判定基準が見直しされました

■平成 30 年度 (2018 年度)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割軽減



■令和元年度 (2019 年度)

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33 万円 + (<u>28 万円</u> × 世帯の被保険者数)	5 割軽減
33 万円 + (<u>51 万円</u> × 世帯の被保険者数)	2 割軽減

被用者保険の被扶養者だった人の均等割軽減措置期間の見直し

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人の均等割軽減の期間が見直しされました。

■平成 30 年度 (2018 年度)

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	5 割軽減



■令和元年度 (2019 年度)

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった人	かかりません	<u>制度加入から 2 年を経過する月までの期間のみ</u> 5 割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が 8.5 割、または 8 割に該当することがあります。

令和元年度 (2019 年度) の保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1 人当たりの額】 50,205 円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 30 年 (2018 年) 中の所得 - 33 万円) × 10.59	=	1 年間の保険料 【限度額 62 万円】 (100 円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の均等割 9 割軽減が 8 割軽減に変わります

保険料の均等割について、これまで9割軽減となっていた人は、今年度8割軽減に変わります。

また、所得の低い年金受給者の人へは、今年10月から、老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間などにより異なります）の制度が始まります。

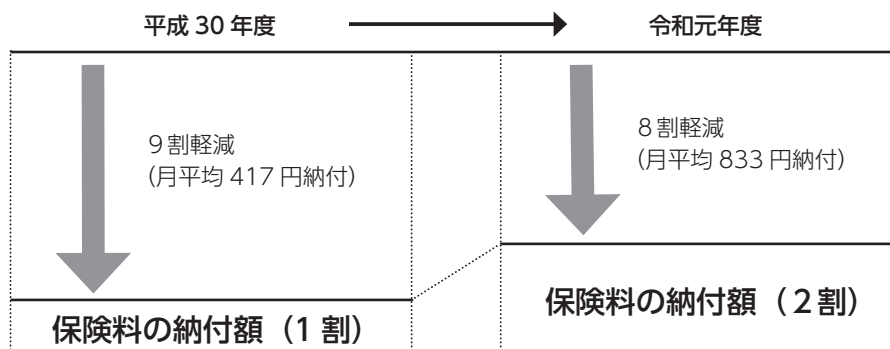
老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の支

給要件は 65 歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が 879,300 円以下の全ての条件を満たす必要があります。

基本的に 10、11 月分を 12 月（年金の支払日と同日）に振り込みます。

保険料を年金からの引き落としで納めている場合、引き落とし額への影響は 10 月からです。

（例）年金収入 80 万円以下の人



国民健康保険からのお知らせ

国保は、加入者の皆さんが負担している保険税により運営していますが、皆さんがより支えあえる制度としていくために、今年度から次のように改正されました。

■所得の少ない世帯への保険税軽減措置の拡充

世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて 7 割・5 割・2 割軽減されます。このうち、5 割と 2 割の基準額が引き上げられました。

① 5 割軽減の拡大

これまで

基準額 33 万円 + 27.5 万円 ×
被保険者数 ※ 以下



改正後

基準額 33 万円 + 28 万円 ×
被保険者数 ※ 以下

② 2 割軽減の拡大

これまで

基準額 33 万円 + 50 万円 ×
被保険者数 ※ 以下



改正後

基準額 33 万円 + 51 万円 ×
被保険者数 ※ 以下

③ 7 割軽減は変更ありません

これまでと同じ 基準額 = 基礎控除額 33 万円

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。

■国保税の課税限度額が変わります

国保税は、加入者の所得などに応じ、基礎賦課額（医療）分、後期高齢者支援金分、介護納付金分（40 ～ 64 歳の加入者のみ）をそれぞれ計算し、合算したもので、それぞれ課税の上限が設定されています。これを課税限度額（打ち切り額）といいます。

高所得者に応分の負担を求める目的で、昨年、国の課税限度額が改正されました。洞爺湖町でも平成 31 年度から国保税の課税限度額を改正します。

なお、保険税率の改正は行いません。

改正後の課税限度額は右のとおりです。

※後期高齢者分と介護納付金分は変わりません。

区 分	改正前	改正後
基礎賦課額（医療）分	54 万円	58 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	19 万円
介護納付金分	16 万円	16 万円
計	89 万円	93 万円

■問合せ 税務財政課税務グループ（☎ 74-3003）／住民課国保医療グループ（☎ 74-3002）